輪島市穴水町環境衛生施設組合建設工事紛争審査会規則

（平成21年9月11日規則第7号）

（趣旨）

第1条　建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第25条第3項の規定により設置された組合建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）については法、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）その他関係法令に別に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

（庶務）

第2条　審査会の庶務は、組合事務局において行う。

（紛争処理の手続に要する費用）

第3条　法第25条の21に規定する紛争処理の手続に要する費用は、当事者から申立の際、当該費用を現金で予納させるものとする。

2　前項の規定による予納金について、当事者の申立に係る行為をするのに不足を生じた場合は直ちにその額を追徴し、また余剰を生じたときは、還付するものとする。

3　当事者が前2項の予納又は追徴を拒んだ場合、審査会に当該紛争処理の開始、又は追徴拒否以後における処理手続を拒むことができるものとする。

附　則（平成21年9月11日規則第7号）

この条例は、公布の日から施行する。